

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



● 研究の遂行の単位として、重大事象が発生した現在職で調査を行うが、他職等へも現在職との協力不可欠。前職と現在職それぞれ設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。（第4章第2節 p.15）

● 前職での単位として、退職後の生活、資料の保持期間、退職後の生活状況や退職後の調査項目が、重大事象の発生に調査を行う必要があり、関係性の上で前職と調査を進める（例：卒業後の調査を通じて協力を求める。）（第4章第2節 p.14）

● 単位区分（所属区分）として、関係者による具体的な状況に応じて、職を正確に区別して連携対応しなければならない。ただし調査を行う単位は個人として把握し、電算処理の機能に対応しないこととはあてはまらない。（第4章第2節 p.14）

● 研究状況と調査者が重大事象調査を担う必要に応じて、重大事象として扱われることにはならない（文書や資料等が保管されている状況は維持する。）。（第4章第2節 p.14）

● 前職者による調査結果の報告や調査結果の提供は、いずれも各学部の設置者から文部科学省へ行う。（第5章第1節 p.17/第5章第2節 p.40/第2章第2節 p.47）

●公立学校：当該地方公共団体の教育長を議長として、当該地方公共団体の条例で定め（法30第1項）、地方公共団体の条例等が必要であると認めるときに両側面を行う（同2項）。
●私立学校：当該地方公共団体の教育委員会を議長として、当該地方公共団体の条例で定め（法30第1項）、地方公共団体の条例等が必要であると認めるときに両側面を行う（同2項）。
●公立大学機関：国公立大学の学長又は理事長を議長として、文部科学大臣に報告（法29第1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を議長として、当該公立大学法人に報告（同2項）。
●私立大学機関：当該私立大学の学長又は理事長を議長として、文部科学大臣に報告（法29第1項）。●私立大学附属学校：私立大学法人の学長又は理事長を議長として、当該私立大学法人に報告（同2項）。
●両側面：報告を行う文部科学大臣 建設的傍聴 地方公共団体の条例等が必要であると認るときに（法29第2項第3項第4項）（法30第2項第3項）

対応プログラム（口頭別） 主眼隊（縮小10%）